

栃木市告示第 1 6 4 号

令和 7 年 3 月 2 7 日付け栃木市告示第 7 8 号により告示した栃木農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項の規定により準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更の案を、当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、同法第 1 3 条第 4 項の規定により準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、栃木市内に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに栃木市に意見書を提出することができる。

また、同法第 1 3 条第 4 項の規定により準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更の案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に栃木市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 5 月 2 7 日

栃木市長 大 川 秀 子



1. 縦覧期間

自 令和 7 年 5 月 2 8 日

至 令和 7 年 6 月 2 7 日

2. 縦覧場所

栃木市役所産業振興部農業振興課 栃木市万町9番25号

3. その他

(1) 意見書の提出方法等

ア 意見のあるときは、農業振興課に文書により提出すること。

イ 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告することとする。

(2) 異議の申出方法等

ア 異議のあるときは、農業振興課に文書により提出すること。